

# 市長定例記者会見資料



令和6年6月26日	
所 属	健康増進課
所属長	津田 涼太
電 話	06-4869-3033

## 助産師等の専門職から心身のケア、育児サポートを受けることができる 「尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業」7月1日開始

尼崎市は、7月1日から市内在住で産後1年未満の母親とその乳児などを対象に、医療機関や助産院等で母親の身体的回復と心理的な安定を促進するための宿泊型と通所型の産後ケアサービスを実施します。利用申請時には、市保健師が直接、丁寧な聞き取りを行うことで希望者一人ひとりのニーズに合わせたサービスの選択や専門スタッフによる質の高いサービスを提供することで一層の充実を図った産後ケアを実現します。

これまででも本市では産後ケアの一環で訪問型サービスを実施しておりました。一方で、令和4年度に市内在住の幼児の保護者向けに実施したアンケートで、産後1年の間に希望する支援の3位が「通所型産後ケア事業」(46.7%)、4位が「宿泊型産後ケア事業」(41.0%)という結果を受けたことから同サービスを導入します。

引き続き、核家族化が進み、子育ての負担や不安を抱える養育者が増加する中、妊娠中から子育て期にわたる切れ目ない支援の一つとして、特に負担の大きい時期の支援を充実させていくことで「子育てのまち」を推進します。

### 1 実施内容など

宿泊サービス、通所サービスいずれも次の内容を実施します。

利用形態は下表の通りです。

#### ▼サービス内容

母親のケア…体調管理、授乳相談、育児相談、母親の心のケア、母親の休息 など

乳児のケア…発育発達の確認、沐浴 など

育児サポート…母親の食事の提供、発育発達に関することの助言 など

#### ▼利用形態

サービス	利用時間など	利用料		利用日数
		市民税課税世帯	市民税非課税世帯・生活保護世帯	
宿泊型	24時間（3食付き）	5,500円/泊	2,000円/泊	通算6泊
通所型	日中6時間（昼食付き）	2,700円/日	700円/日	通算7日

#### ▼委託事業者

宿泊サービス15か所（うち市内2か所）、通所サービス11か所（うち市内1か所）

同サービスでの委託先の数は阪神間で一番多く、母親のニーズに合わせて選択できます。

### 2 対象

市内在住の産後1年未満の母親とその乳児で、下記のすべてに該当する方。

(1) 心身の不調や育児不安等を抱え、支援を必要とする

(2) 母子ともに医療行為または感染症（疑いを含む）での治療が必要でない

※流産・死産でお子さまを亡くされた方も利用できます。

### 3 利用の流れ

- (1) 市HPからオンライン申請※または所定の申請書に必要な記載事項を記入の上で、窓口（北部地域保健課〈北部保健福祉センター〉・南部地域保健課〈南部保健福祉センター〉、健康増進課〈保健所〉）や郵送（健康増進課〒660-8501〈住所不要〉）で提出します。利用希望の1週間前までを目途に申請してください。申請書は市HP（<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/kosodate/syussan/1022856.html>）と各窓口を用意しております。
  - (2) 市保健師から体調や家族状況、希望するサービスや事業者などを確認する電話連絡が入ります。
  - (3) 市保健師による丁寧なマッチングが済み次第、利用承認通知書が届きます。
  - (4) 利用施設の事業者からサービス提供前の説明及び必要な調整の電話連絡が入ります。
  - (5) サービス利用後は、利用料を事業者へ直接支払います。
- なお、電話での連絡が困難な方は、オンライン申請時に相談ください。  
※市HP専用予約フォームは市HP内からアクセスできます。

### 4 訪問型産後ケア事業の拡充

産後ケアの一環で助産師が自宅に訪問し乳房ケアや育児のアドバイス等を行う訪問型産後ケア事業について、4月から対象要件を緩和し、誰もが等しく利用できるようユニバーサルサービスとして展開するとともに、当初の申し込み方法にオンライン申請を追加したことで対前年同月比（4月・5月）の利用者が18人から43人（約2.4倍）に増加しました。

#### ▼参考情報

##### 対象要件

変更前：心身の不調や育児不安等を抱え、支援を必要とする産後1年未満の母親とその乳児  
変更後：産後1年未満の母親とその乳児

以 上